
延岡市営住宅
一ヶ岡 D 団地・一ヶ岡 E 団地集約建替事業
(南街区)

基本協定書
(案)

令和 7 年 3 月
延 岡 市

延岡市営住宅一ヶ岡D団地・一ヶ岡E団地集約建替事業（南街区）（以下「本事業」という。）に関して、延岡市（以下「市」という。）と〔（応募グループの構成企業）〕（以下「優先交渉権者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し〔（応募グループの構成企業）〕が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と優先交渉権者とが、本事業及びこれに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「特定事業契約」という。なお、延岡市議会の議決を経るまでは「事業仮契約」という。）を締結することに向けた、市及び優先交渉権者の義務を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 市及び優先交渉権者は、特定事業契約の締結（事業仮契約の締結及び特定事業契約の本契約としての成立をいう。以下同じ。）に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 優先交渉権者は、特定事業契約締結のための協議において、本事業の募集手続における延岡市営住宅一ヶ岡D団地・一ヶ岡E団地集約建替事業事業者選定審査会及び市の要望事項（本事業に係る実施方針、要求水準書、募集要項その他の関連書類に示された事項を含むが、これらに限られない。）を尊重しなければならない。

（業務の委託、請負等）

第3条 本事業に関する各業務は、優先交渉権者のうち、別紙に定めるものそれぞれが受託し又は請け負うものとする。

2 前項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

（特定事業契約の締結）

第4条 本協定締結後、市と優先交渉権者は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、募集要項に添付の特定事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業仮契約を締結するものとする。

2 前項に基づく事業仮契約は、延岡市議会の議決を得たときに特定事業契約の本契約として成立する。

3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約の本契約として成立する前に、優先交渉権者〔のいずれか〕が次の各号所定のいずれかに該当する場合は、市は、事業仮契約を締結せず、又は特定事業契約の本契約として成立させないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受けたとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反、又は独占禁止法第89条第1項第1

号若しくは同条第2項（ただし、同条第1項第1号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（構成企業の役員若しくはその使用人が当該容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

4 市は、募集要項に添付の特定事業契約書（案）の文言に関し、優先交渉権者より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

5 市及び優先交渉権者は、事業仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。

（準備行為）

第5条 優先交渉権者は、事業仮契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、市は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力することができる。

（特定事業契約不調の場合の処理）

第6条 事由の如何を問わず、市と優先交渉権者との間で特定事業契約の締結に至らなかった場合（事業仮契約が締結されず、又は特定事業契約として成立しなかった場合をいう。以下同じ。）には、市及び優先交渉権者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、市及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

2 前項にかかわらず、優先交渉権者の構成企業が本来備えるべき参加資格要件を欠いていたこと等、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合には、市及び優先交渉権者が負担した費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

3 前項の場合、優先交渉権者は、公表済みのものを除き本事業に関して市から交付を受けた書類を速やかに市に返還し、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録その他の物（それらの複写物を含む。）を破棄し、それぞれの一覧表を作成のうえ、速やかにこれを市に提出しなければならない。

（秘密保持）

第7条 市及び優先交渉権者は、本協定に関して知り得た全ての事項のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

(1) 情報の取得時において、既に公表され又は一般に入手可能となっていた情報

(2) 情報の取得時において、既に自ら保有していた情報

(3) 情報の取得後に、自己の責めに帰すべき事由によらずに公表され又は一般に入手可能となった情報

(4) 秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

2 前項の規定にかかわらず、市及び優先交渉権者は、次の各号に掲げる場合には、秘密情報を第三者

に開示することができる。市及び優先交渉権者は、開示を受けた第三者が本協定の目的以外に秘密情報を使用しないよう適切な配慮をしなければならない。

(1) 裁判所により開示が命ぜられた場合

(2) 市が法令等に基づき開示する場合

(3) 本条と同等の秘密保持義務を負わせたうえで、優先交渉権者が本事業に関する資金調達のために融資金融機関等（その候補者を含む。）に開示する場合

(4) 弁護士、会計士、税理士等の法律上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

（地位又は権利義務の譲渡等）

第8条 優先交渉権者は、事前の書面による市の承認を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本協定の変更）

第9条 本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から特定事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、特定事業契約の締結に至らなかった場合は、特定事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条、第7条及び第11条の規定の効力は存続するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄裁判所は宮崎地方裁判所とする。

（規定外事項）

第12条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて市と優先交渉権者が協議して定める。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び優先交渉権者がそれぞれ記名押印のうえ、市及び[代表企業]が各1通を保有する。

令和[]年[]月[]日

所 在 地 宮崎県延岡市東本小路2番地1

商号又は名称 延岡市

代 表 者 延岡市長 読谷山 洋司

印

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(構成企業)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(構成企業)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(構成企業)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(構成企業)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

別紙 (第3条関係)

業務名		委託・請負先		
		商号又は名称	所在地	本事業における立場
1				代表企業
2				構成企業
3				構成企業
4				構成企業
5				構成企業